

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第59号を発行させていただきます。

今年も残すところ今月のみとなりました。月日の過ぎるのが年々早く感じます。

今月は、加東市の播州清水寺と朝光寺を参拝しに行った際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、播州清水寺の紅葉を撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**年末調整について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**睡眠について その4** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 年末調整について

毎年12月になると取り上げさせていただいておりますが、今年も年末調整について取り上げさせていただきます。

年末調整関係書類に係るマイナンバーについて

扶養控除等（異動）申告書には、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載することになっておりますが、一定の要件のもと、上記のマイナンバーの記載を省略できる場合があります。

マイナンバーを管理する事業者さんの立場からしますとマイナンバーが記載された書類は少なければ少ないほど管理はしやすくなりますので、出来るだけマイナンバーの記載を省略できるようにされることをお勧めいたします。

一定の要件とは、

- ・ **申告書提出者本人、控除対象となる配偶者、扶養親族等のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えておくこと**

です。

*扶養控除等（異動）申告書に記載しないといけない事項を別紙に記載した帳簿を作成して管理者以外が自由に見られないように鍵のついたロッカーなどに保管しておくことをお勧めいたします。

給与所得控除額の改正

H29年分の所得税の計算において、給与収入1,000万円超の場合の給与所得控除額は220万円が上限とされています。

*給与ソフトを利用して年末調整を自社でされる場合には、その給与ソフトがH29年分の所得税に対応しているかどうか

の確認を必ずしてください。

*給与ソフトを利用せずに年末調整をされる場合には、税務署から郵送されてきている書類「平成 29 年分 年末調整のしかた」の 82 ページから掲載されている「平成 29 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用して年末調整をしてください。

H30 年から適用される改正

H30 年から、配偶者控除及び配偶者特別控除に関する改正が行われています。改正の内容につきましては、別の機会に取り上げさせていただく予定にしております。

上記の改正に伴い、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載事項の見直しが行われています。

あとまだ配布はされておりませんが、これまでは「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式であった申告書が、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式になるようです。

【参考文献】

・国税庁作成 「平成 29 年分 年末調整のしかた」



(写真は、播州清水寺の紅葉を撮影しました)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

消費税の軽減税率関連

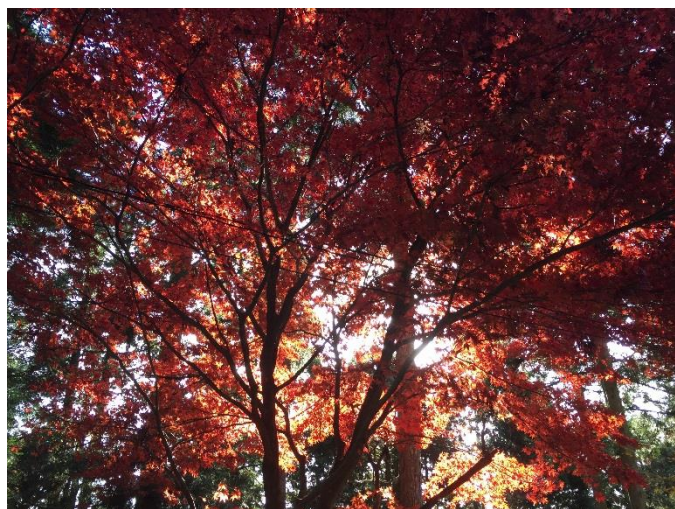
日経新聞に「消費増税 先行き不透明 小売業者、レジ改修遅れ 補助申請、再び延長」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・経済産業省は消費税の軽減税率導入に備えてレジを改修する中小の小売業者向けの補助金について、申請期間を再延長する方針を決めた。
- ・これまで申請には 2018 年 1 月末までのレジ改修が必要だったが、これを 2019 年 9 月末まで延ばす。
- ・独立行政法人の中小企業基盤整備機構を通じ、中小の事業者に限り、レジの改修や買い替えの費用の 3 分の 2 を補助している。1 事業者あたりの上限は 200 万円。
- ・軽減税率で消費税率が 8% と 10% に分けられると既存のレジで対応できないため、経産省は小売業者に対応を促してきた。
- ・小売業者の対応は遅れている。経産省は当初約 33 万件の申請を想定していたが、足元では 4 万 6 千件程度にとどまる。

などと書かれておりました。

*飲食料品を扱っている小売店、店内での食事提供だけでなくお持ち帰り用の食事を提供している飲食店などは、売上の消費税率を 8% と 10% に区分する必要があるため、この補助金を申請して複数税率に対応できるレジにされることをお勧めいたします。



(写真は、播州清水寺の紅葉を撮影しました)

事業承継関連

日経新聞に「中小承継へ税優遇拡大 政府・与党廃業増に歯止め 10年集中対策」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府・与党は 2018 年度税制改正で、中小企業の世代交代を促すため税優遇を拡大する。
- ・与党で本格議論を始める 18 年度改正では、相続税の猶予できる株数を「全株」に引き上げる。この結果、計算上は税額の少なくとも 8 割以上が猶予される見通しだ。
- ・猶予条件も緩める。現在は 5 年間で 8 割の雇用を維持できなければ、全額を納税する必要があった。人手不足に苦慮する中小からは「雇用要件は時代に合わない」との指摘があり、雇用計画の策定などの条件をつけた上で撤廃する。
- ・世代交代後、事業を継続している間は一定の要件を満たせば猶予された税を払わなくてよくする方向で、実質的に相続税と贈与税の負担がなくなる人が増える可能性がある。
- ・親族以外の経営者や外部の企業が M&A により経営を引き継いだ場合の登録免許税や不動産取得税の軽減なども検討する。

などと書かれておりました。

*現状の事業承継税制より利用しやすい税制に改正していただくことを願います。

税制改正関連

日経新聞に「交際費の損金算入延長 与党税調、要望聞き取り」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府・与党は 2018 年度税制改正の作業を本格的に始動し、企業が接待に使った交際費課税の優遇を 2 年延長することを固めた。
- ・交際費への課税は大企業は飲食費の 5 割を経費として損金算入できる仕組みだ。中小企業は 800 万円までなら全額を損金に算入できる。

- ・経済産業省によると中小企業の 9 割が交際費を支出しており「顧客との取引の維持・拡大のために必要」と答えた中小企業は 75%にのぼる。
- ・飲食業界からも消費の活性化につながるとして延長を要望する声があつてきた。

などと書かれておりました。

*中小企業の現状からすると交際費を損金算入できなくなると現状より税負担が重くなるので、延長されればいいと思います。



(写真は、朝光寺近くのつくばねの滝を撮影しました)

4 睡眠について その4

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も先月に続きまして「睡眠」についてご紹介させていただきます。

攻める睡眠 7つのスキル

参考文献には、

攻める睡眠① 睡眠の質を高める

スキル① 通勤電車では窓際で日光を浴びる

スキル② 深夜の食事は消化のいいものを

攻める睡眠② 日中のパフォーマンスを高める

スキル③ 眠くなくても仮眠する

スキル④ 仮眠前にコーヒーを飲む

攻める睡眠③ 不規則勤務を乗り切る

スキル⑤ 徹夜明けは早寝しない

スキル⑥ 短期出張の場合は日本時間のまま過ごす

攻める睡眠④ 睡眠で頭をよくする

スキル⑦ 眠る1時間前に勉強する

と書かれておりました。

上記のスキルをすべてご紹介するのは無理ですので、私が気になったスキルについてご紹介させていただきます。

スキル①の「通勤電車では窓際で日光を浴びる」ですが、これは朝のうちに意図的に日光を多く浴びることによって、体内時計がリセットされ、脳や体が目覚めていくので仕事や勉強を始める前に日光を浴びなさいというこのようです。

スキル④の「仮眠前にコーヒーを飲む」ですが、これはコーヒーに含まれるカフェインには覚せい作用はなく、アデノシンという睡眠を誘発する物質の働きをブロックして、眠くなるのを防いでくれているだけで、カフェインは飲んでから脳に届くまで約30分かかるので、その性質を利用して仮眠前にコーヒーを飲むと仮眠した後のパフォーマンスが良くなるということです。

快眠を妨げるNG行動

参考文献には、

NG1 帰宅する電車でうたた寝

NG2 夕食後にコーヒーを飲む

NG3 夜のコンビニに長居する

NG4 ベッドでスマホを見る

NG5 眠れないので寝酒を飲む

と書かれておりました。

睡眠の質を高めることを習慣化するのは時間がかかることだと思いますので、それよりはまず先に快眠を妨げるNG行動を止めたいうえで、睡眠の質を高めていくのがいいのではないかと思います。

睡眠について4回にわたってご紹介させていただきます

ですが、参考になりましたでしょうか。睡眠は人間にとって大事なことです、一度ご自身の睡眠について考えてみられてはいかがでしょうか。

【参考文献】

・快眠で差がつく・不眠で死なない 攻める睡眠 守る睡眠 週刊ダイヤモンド 2017/7/1号

5 編集後記

先月兵庫県加東市にある国宝朝光寺に行ってきました。国宝なので訪れる方がたくさんいることを想像していたのですが、土曜日に行ったにもかかわらず数名の方しか参拝しておられませんでした。

朝光寺には現在住職さんはいらっしゃらないようで、行った日には地元の方が数名ボランティアでお寺の説明をしておられました。



上の写真は、山門越しの本堂です。

ボランティアの方に本堂が国宝に指定されておまして、高床式になっていることを教えていただきました。説明を聞いていなかったら高床式になっているの気づかず帰っていたかもしれません。

あとボランティアの方が最後に高床式の本堂を支えている柱の一つが他の柱と違うことを教えてくれました。その違う意味合いとしては、日光東照宮の「魔除けの逆柱」と同じで「完璧な物は、その瞬間から崩壊が始まる」ことを嫌って不完全なものにしているのではないかと教えていただきました。ゆっくりと国宝を見られることができ良かったです。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。